

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等

2024. 11. 29 改訂

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格等を取得するために、6 月以上の養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、毎月、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、養成機関修了後には、修了支援給付金を支給します。



江戸川区HP

ご利用希望の場合は、窓口で事前相談が必要です。ご相談の前にお電話でご予約ください。

【支給対象者】 次の要件の全てを満たす方

- ① 江戸川区に住所を有し、20 歳未満の児童を扶養している方
- ② 児童扶養手当を受けている方又は同様の所得水準にある方（同様の所得水準を超過した場合でもその後 1 年間に限り対象）
- ③ 対象資格を取得する養成機関（学校）で 6 月以上の課程を修業し、資格の取得が見込まれる方（原則、夜間・通信を除く）
- ④ 就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる方。
- ⑤ 過去にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ⑥ この事業と趣旨を同じくする給付（求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第 24 に定める訓練延長給付金、雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等）を受給していない方

【対象取得資格】

看護師・准看護師・保健師・助産師・保育士・美容師・理容師・歯科衛生士・介護福祉士・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・作業療法士・理学療法士・シスコシステムズ認定資格・LP I 認定資格・雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座（一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の講座のみ）で取得可能な資格

【支給対象期間・支給額】

給付金種類	支給対象期間	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金	修学期間に相当する期間 (上限 4 年・申請月から支給・月単位)	月額 100,000 円	月額 70,500 円
		最終学年 月額 140,000 円	最終学年 月額 110,500 円
修了支援給付金	修了日以降に支給 (支給対象外の場合有)	50,000 円	25,000 円

※申請者本人が住民税非課税であっても、同一住所内に住民税課税者がいる場合には住民税課税世帯となります。また、修正申告等により課税区分が変更になった場合、支給額の変更、調整が必要となることがあります。

【支給方法】

○高等職業訓練促進給付金

支給が決定した場合、申請をした月から給付金を支給します。

毎月の請求により、指定の口座に振り込みます。請求書を毎月締切日までに提出してください。

請求書の提出がない場合や月に 1 日も出席しない場合(夏季休暇等学習課程に組み込まれているものは除く)は、支給を停止します。

○修了支援給付金

支給が決定した場合、請求書を提出いただきます。指定の口座に振り込みます。

【修業状況の確認】

定期的に出席状況報告書と成績証明書を提出いただきます。また、年度が替わる頃に面談を行います。

【注意事項】

受給期間中に、ひとり親家庭でなくなった、江戸川区から引っ越しをした、退学をした等、受給要件に該当しなくなった場合は、14 日以内に届出が必要です。過支給の場合は返還となります。

【 手続きの流れ 】

事前相談

※ 来所での面談になりますので、お電話で事前にご予約ください。

就労状況、生活状況、学費の工面方法、既にお持ちの資格、資格取得への意欲や能力等をお聞きしたうえで、必要性について判断します。既に常勤で働いている方や国家資格をお持ちの方は、資格を活かせない理由、収入アップや安定した就労に繋がるか等をお聞きしたうえで判断します。現在の収入と修業中の収入に変化がない場合は、原則対象となりません。

【必要書類】

養成機関のパンフレット等（かかる費用、試験日等が分かるもの）
収入と支出が分かるもの（給与明細、公共料金領収書、保険料領収書等）

支給申請

※ 来所での面談になりますので、お電話で事前にご予約ください。

高等職業訓練促進給付金：事前相談終了のうえ、養成機関(学校)の修業を開始した日以降に申請

修了支援給付金：養成機関(学校)を修了した日から30日以内に申請

【必要書類】

ハローワークの受講指示・受講推薦・支援指示を受けて職業訓練に通う場合	
受講指示の場合	《職業訓練受講指示書》＋《雇用保険受給資格者証》
受講推薦の場合	《職業訓練受講推薦通知書》
支援指示の場合	《職業訓練受講給付金事前審査通知書》＋あれば《雇用保険受給資格者証》 ※事前審査の申込をしていない場合は不要
専門実践教育訓練講座を受講する場合	
	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格通知
児童扶養手当を受給していない場合 もしくは 支給申請を8～10月の間に行う場合	
	16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（該当者のみ）
	養育費等に関する申告書
全員共通	
① ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書	①②③…来所時に交付
② 同意書（申請者及び同居家族の住民税の課税状況を確認するためのものです）	
③ 印鑑届出書	
④ 戸籍謄本（全部事項証明）※発行3か月以内 ※親子の戸籍が別の場合それぞれが必要です	
⑤ 児童扶養手当証書（受給している方）	
⑥ 在学証明書（養成機関の長が在籍を証明する書類）	
⑦ 単位取得証明書等（養成機関に1年以上修業している方のみ）	
⑧ 印鑑（朱肉を使用するもの）	
⑨ 振込先金融機関の通帳またはキャッシュカード	
⑩ 申請者及び同居家族のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバー記載の住民票いずれか1つ	
⑪ その他決定するうえで必要となったもの（ ）	

《取得する資格、就職・転職でお悩みの方へ》

適職に就くために必要な資格や、就労についてお悩みの方は、ひとり親相談室「すずらん」でご相談ください。キャリアコンサルタントの資格を持つ専門の相談員とご相談いただけます。



すずらん HP

◆給付金に関する問い合わせ先◆

〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15（人権・男女共同参画推進センター内）

人権・男女共同参画推進センター相談啓発係 TEL 03-6231-8150